

報告第 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 2 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和8年7月10日

白井市長 笠 井 喜 久 雄

損害賠償の額を定めることについて

1 相手方 白井市職員2名

2 事案の概要

職員2名について昇格の判定に誤りがあることが判明し、是正した結果、支給した給与に差額が生じ、その追加支給に伴い遅延損害金が発生したものの。

3 損害賠償の額 金105,821円